

大原和服専門学園 新型コロナウイルス感染症等による授業料減免支援制度

第1 概要

当学園では、意欲と能力のある学生が、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済的理由により、修学を断念することがないように、下記の要件の方を対象に授業料減免支援を行います。

1 対象者

- (1) 当学園で積極的に学習する意欲と能力を持っているもので、新型コロナウイルス感染症等の影響により経済的困窮する生徒のうち制度の利用を希望するもの。
- (2) 支援を受ける年度に取得を目指す技能・資格及び目標としている職業など、あらかじめ目標を定め、その結果について評価を行い、より高い学習目標の到達を目指すもの。
- (3) 学生寮に入寮するもの
- (4) 当学園の和裁科・和裁専攻科・和裁研究科・着物染織科・着物工芸科に在学する学生

2 選考方法

- (1) 希望者は、新型コロナウイルス感染症による授業料軽減支援申請書に経済的要件を証明する証明書を取り揃えて学園に提出し、書類及び面談による経済的な困窮状況により決定をする。
- (2) 支援対象生徒に対して授業料減免の決定通知を発行する。

3 支援額

- (1) 経済的困窮状況により、授業料の1/3もしくは1/2を支援する。

第2 減免支援制度の対象となる授業料

学科名	授業料
和裁科・和裁専攻科・和裁研究科	516,000円
着物染織科・着物工芸科	960,000円

第3	令和2年度	減免支援制度の予算額	480,000円
	令和2年度	減免支援制度の支援総額	480,000円